

富里市農業協同組合 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 4月 1日～令和8年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和5年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和6年 4月～ 子どもを育てる職員が利用できる各制度の職員への周知
育児休業・介護休業・看護休暇
雇用保険による育児休業給付制度

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口の利用促進。

<対策>

- 令和5年 4月～ 相談窓口について職員への周知
- 令和5年 10月～ 育児中の短時間勤務制度の職員への周知
- 令和6年 4月～ 看護休暇の時間単位取得制度の導入の検討・実施

目標3：有給休暇を取得しやすい職場風土を醸成し、年次有給休暇の取得率向上と取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和5年 4月～ 年次有給休暇の取得状況の把握
- 令和6年 4月～ 年次有給休暇の取得計画の策定
- 令和6年 10月～ 年次有給休暇の取得状況の管理及び取得の促進